改正後	現行
提案基準２２「県南部・東部地域における世帯分化のための住宅」　法３４条１４号　令３６条１項３号ホ ◎　立地基準編第２章第１２節［審査基準　２］提案基準２２（P91・P92） １　要件３（３）について 建築予定地は「対象世帯の世帯構成員又は申請者が所有している土地であること」とあるが、対象世帯の世帯構成員の親族が所有する土地であっても該当することとする。 ２　提出図書について 申請に当たっては、開発（建築）行為事前協議制度で定める図書以外に、次に掲げる図書を提出すること。 ア　対象世帯が居住している住宅が都市計画法上適法に建築されたことを証する図書 イ　対象世帯が対象地域の市街化調整区域の住宅におおむね１０年以上継続して居住していることを示す図書 ウ　申請者が対象世帯の世帯主の直系卑属等であることを示す図書 エ　申請者が対象世帯の世帯構成員として現に同居しているか、又は従前に同居していたことを証する図書 オ　誓約書（別紙様式。印は印鑑登録原票に登録されている印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。） ３　属人性について 本提案基準に基づき建築された住宅は、建築主が適格性を有するとして建築された建築物（属人性を有する建築物）に該当するものとして取り扱う。	提案基準２２「県南部地域における分家住宅」　法３４条１４号　令３６条１項３号ホ ◎　立地基準編第２章第１２節［審査基準　２］提案基準２２（P91・P92） １　要件２（１）の「対象世帯」等について 「対象世帯」には、非農家に限らず農家も含むこととする。従って、県南部地域の農家の二、三男等が住宅を建築する場合、本提案基準「県南部地域における分家住宅」と提案基準１「農家の分家住宅」のいずれかを選択できることとする。 ただし、分家住宅は一戸に限り認めることから、一方の提案基準に基づき分家住宅を建築した者は、その後もう一方の提案基準に基づく分家住宅は認めない。 ２　要件３（３）について 建築予定地は「対象世帯の世帯構成員又は申請者が所有している土地であること」とあるが、対象世帯の世帯構成員の親族が所有する土地であっても該当することとする。 ３　提出図書について 申請に当たっては、開発（建築）行為事前協議制度で定める図書以外に、次に掲げる図書を提出すること。 ア　対象世帯が居住している住宅が都市計画法上適法に建築されたことを証する図書 イ　対象世帯が対象地域の市街化調整区域の住宅におおむね１０年以上継続して居住していることを示す図書 ウ　申請者が対象世帯の世帯主の直系卑属等であることを示す図書 エ　申請者が対象世帯の世帯構成員として現に同居しているか、又は従前に同居していたことを証する図書 オ　誓約書（別紙様式。印は印鑑登録原票に登録されている印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。） ４　属人性について 本提案基準に基づき建築された住宅は、建築主が適格性を有するとして建築された建築物（属人性を有する建築物）に該当するものとして取り扱う。